

「本門肝心於南無妙法蓮華經五字」私考

大平宏龍

目次

- 一、問題の所在
- 二、一見不可解な表現
- 三、五字と七字
- 四、要法の経文
- 五、本門流通正意
- 六、結語

一、問題の所在

日蓮遺文中には妙法蓮華經の五字、あるいは南無妙法蓮華經の七字について、一見不可解ともとれる表現があることは周知の事実であろう。「観心本尊抄」(以下、「本尊抄」)中の「本門肝心於南無妙法蓮華經五字」¹⁾は、そ

の代表的一例である。これをどう訓み下すかを含めて、日蓮聖人（以下、聖人）の五字・七字に対する見方を考えるなかで、実はまだ注意されていない一、二の点があるのではないか。拙稿ではその事を指摘し、その解釈についての私見を記して大方の御批判を仰ぎたく考える次第である。

これについては、先学の論及がある。五字と七字については『日蓮聖人遺文辞典 教学篇』には共に立項があり、まず五字については、

五字は、釈尊が法華經の虚空会において上行菩薩等の本化地涌菩薩に別付属された要法であり、その本質は釈尊の久遠の因果である。要法とは釈尊の一代聖教を集約した肝要の法で（引用者）五字は究極的には末法を利益する題目南無妙法蓮華經の五字七字をいい、日蓮はこれを教学的観点から、要法、釈尊の因果、良業、仏種などと表現している。

とあり、また七字については、

妙法蓮華經の五字は釈尊の因果であり、これを受持することが南無妙法蓮華經の七字であることがわかる。したがって七字は南無妙法蓮華經と唱えて題目五字を受持することをいう。

等と説明されている。一般的理解はこのような所と思われるが、補足すべき点もあると思われる、五字、七字の一見不可解な用例についてもふれていない。

株橋日涌『観心本尊鈔講義』では五字と七字について、

両者の相違をいはいはば祖意を推意するに、一經の題目・一部の教法とするときは妙法蓮華經であり、之を釈尊末代行者の行法として信行するときは南無妙法蓮華經というのである。されば宗祖においては（引用者）何を以て表現しようとその字数に関係なく同一の題目である。ただこの題目を五字七字・七字五字等と表現

するとところに題目たるの意義があり、宗祖唱題を主張するの本懐が存するのである。それは法華經の題目は（引用者）能開要法の總名、即ち本門の名体宗用教の五重玄を具足し、万法万行万善の功德を總在する名字の教・語言の教であることを意味するのである。

等とあり、「報恩抄」「四信五品鈔」も引用して、聖人の結論が名言の教の信行であるとされている。即ち日蓮教學の根本を總名とみることが最も重要なことであり、それ故に教即觀、觀即教であるとされているのである。

扱て、先学諸氏の解説では、当然のこと、五字と七字の語義の相違は述べられている。これについて私見では、聖人はそれを明確に区別した上で法華經本門の真意を述べられた事が先述の表現となつたのではないか、という点が言及されていないように思われる。然し、それは等閑視できないことではないであらうか。

二、一見不可解な表現

周知のことではあるが、拙稿で問題とする以上、一見不可解な表現とみられるところをあげておきたい。それは「本尊抄」においては、

此本門、肝心南無妙法蓮華經、五字ニ於テハ仏猶ホ文殊葉王等ニモ之ヲ付屬シタマハズ、何ニ況ヤ其ノ已下ヲヤ、但地涌千界ヲ召シテ八品ヲ説テ之ヲ付屬シタマフ。（筆者注、傍線は筆者による。以下同じ）

但タ理具ヲ論ジテ事行ノ南無妙法蓮華經ノ五字並ニ本門ノ本尊未ダ廣ク之ヲ行ゼズ。の箇所がある。

また「法華行者值難事」では、

「本門肝心於南無妙法蓮華經五字」私考（大平安龍）

「本門肝心於南無妙法蓮華經五字」私考（大平宏龍）

本門ノ本尊ト四菩薩ト戒壇ト南無妙法蓮華經ノ五字ト之ヲ殘シタマフ⁹

とある。「高橋入道殿御返事」では、

上行菩薩の御かびをかほりて法華經の題目南無妙法蓮華經の五字計¹⁰を一切衆生にさづけは（後引用略）

とあり、また「下山御消息」では、

地涌の大菩薩、末法の初に出現せさせ給¹¹て、本門寿命品の肝心たる南無妙法蓮華經の五字を、一閻浮提の一切衆生に唱へさせ給¹¹べき先序のため也。

実際には釈迦・多宝・十方諸仏、寿命品の肝要たる南無妙法蓮華經の五字を信ぜしめんが為也と（後引用略）とある。さらに写本のみの伝来ではあるが、「松野殿後家尼御前御返事」でも、

設ひ法華經には値¹²とも南無妙法蓮華經の五字をとなへがたきに、あひたてまつる事のかたきにたとう¹³等がある。

他方で「妙法蓮華經五字」は用例が多い¹⁴。なお「妙法蓮華經七字」の例はないように思われる。

また「五字・七字」等の例としては、「法華題目鈔」に、

南無妙法蓮華經 問云、法華經の意をもしらず、義理をもあちは、ずして、只南無妙法蓮華經と計¹⁵五字七字に眼て一日に一過、一月乃至一年十年一期生の間に只一遍なんど唱へても、軽重の悪に引¹⁵れずして四惡趣におもむかず、ついに不退の位にいたるべしや。答云、しかるべき也¹⁵。

等とあり、「諫曉八幡抄」に、

只妙法蓮華經の七字五字を日本国の一切衆生の口に入¹⁶とはげむ計¹⁶也。

がある。加えて、真蹟等はないが、「妙法曼荼羅供養事」には、

妙法蓮華經ノ御本尊供養候¹⁷、此曼荼羅は文字は「五字七字」にて候へども三世の諸仏の御師、一切の女人の成仏の印文也。

がある。

さらにまた「一大秘法」¹⁸について見てみると、「曾谷入道殿許御書」では、

尔ノ時ニ大覚世尊寿命量品ヲ演説シ、然シテ後二十神力ヲ示現シテ四大菩薩ニ付属シタマフ。其所属之法ハ何物ゾヤ。法華經之中ニモ廣ヲ捨テ略ヲ取り、略ヲ捨テテ要ヲ取ル。所謂妙法蓮華經之五字、名体宗用教ノ五重玄也。^(引用者)此之「一大秘法」ヲ持シテ本処ニ隱居スル之後、佛滅後正像二千年之間ニ於テ未ダ一度モ出現セズ。所詮仏専ラ末世之時ニ限テ此等大士ニ付属セシ故也。¹⁹

とあつて、上行付嘱の上で説明されている。これは「法華取要抄」でも、

日蓮ハ広略ヲ捨テ肝要ヲ好ム。所謂上行菩薩所伝ノ妙法蓮華經ノ五字也。²⁰

とあり、即ち結要付嘱の五字となつている。然し一方で「本尊抄」では、

是好良薬トハ寿量品ノ肝要タル名体宗用教ノ南無妙法蓮華經是也。²¹

とされて同じく五重玄に言及された上で、ここでは七字である。然らばやはり五字・七字と表現は異つても、それは同じ次元でのみ解すべきであらうか。

ここでさらに注意しておきたいことは、私見の本尊義は措くとしても、一般に「本尊抄」の「其本尊為体²²」^(引用者)表述仏迹土故也²³」が日蓮の曼荼羅本尊の儀軌とされることは周知であろう。それならばなぜ、「本尊抄」では「塔中妙法蓮華經」とあるのに、曼荼羅では中尊が「南無妙法蓮華經」となつていたのであるか。従来は五字と七字は同じ故にとの解釈であるが、実は後述のように、私見では聖人は五字と七字を区別した上でこ

のように凶顕されたとみられるのである。そうであるならば、その理由が考えられねばならないであろう。

私見では、聖人はやはり確かに五字と七字の区別を自覚しておられ、それを前程として五字・七字の関係を考えておられたと理解したい。それについてはまず聖人真蹟の曼荼羅本尊を見ておきたい。

三、五字と七字

聖人の真蹟と考えられている曼荼羅は、現在の時点では一三三幅について、その影印版を見ることができ。即ち『日蓮大聖人御真蹟御本尊集』（以下、『御本尊集』⁽²¹⁾）には一二七幅、『図説日蓮聖人と法華の至宝 第一巻 曼荼羅本尊』（以下、『至宝』⁽²⁵⁾）には、前書以降に確認された六幅が収録されている。この一三三幅の曼荼羅については、既に非常に詳細な観察と、それに対する見解が発表されている。⁽²⁶⁾しかし管見に於て誰も言及していないと思われるのが、中尊の七字の書き方において、南無の二字と妙法蓮華經の五字の間に、文字の大きさなど明らかに違いのある場合が見られるという点である。

まず『御本尊集』で見ると、文永年間ではあまり明確ではないが、文永十一年（一二七四）では一〇（以下、『御本尊集』の番号）・一一は、南無と五字との違いがあるように見える。建治年間では、元年（一二七五）の二九（記年なし）・三〇、二年の三一・三二は、字の大きさなどで違いが見られる。二九は南無の二字のみ左傾している。同二年の三四・三五・三六も南無が小さい。同三年の四一・四五も同様である。

弘安年間では元年（一二七八）の四七・五〇・五一・五二（年時削損）・五三・五七、二年の五九・六〇・六一・六四・六五・六七、三年の七一・八一・八二・八三・九二・九五、五年の一二〇などがやはり南無の二字が

小さい。「臨滅度時の御本尊」は八一番であるが、これも顯著である。

『御本尊集』以降に確認された六幅のうちでは、『至宝』七一頁(建治三年)、七七頁(弘安二年)、八四頁(弘安五年)の三幅が、やはり南無が小さい。

言うまでもなく、中尊は最後の経の字に向うほど字が大きくなる傾向があるが、それを考慮しても南無の二字が特に小さい場合が注意され、それは一三三幅のうち約四分の一弱の数となる。明確ではないがそれらしいものを含めると、もつと多くなるであろう。

以上のことは、果たして無視してよいことであろうか。また、それは聖人がたまたまそう書かれただけではないかという疑問も起こるかもしれないし、主観的傾向の強い観察結果だとする批判もあり得るかもしれない。

然し私は、南無と妙法蓮華経との問題に関しては、これを無視できないことと考える。なぜならば、聖人は『諫曉八幡抄』⁽²⁷⁾に述べられるように、建長五年(一一五三)の四月二八日から晩年まで、南無妙法蓮華経と唱え続けられた御生涯であった。妙法蓮華経に南無するとは、全的に法華経に身をまかされることであつた故に、その御生涯は、南無妙法蓮華経と唱えることの意味・意義を求め続けられたことであつたとも想像される。その佐前の頭れは『守護国家論』⁽²⁸⁾に題目口唱の文証を妙法蓮華経に求められ、『法華題目抄』では僅か五字七字を唱えることが如何なる意義をもつかを示された所⁽²⁹⁾であつた。広略要は聖人教学の重要項目であるが、『法華題目抄』は修行についての広略要である⁽³⁰⁾。それが、仏種子と下種の問題を中心に、『開目抄』から『本尊抄』へと一念三千論(十界互具論)が追求される中で、難問である「己心具釈尊」の理論的説明については、以信代慧により『本尊抄』の受持観心の三十三字(三十三字自然讓与段とも)となつたことは周知のことである⁽³¹⁾。従つて『本尊抄』に至つて、日蓮教学の教相の極まりが五字と確立され、それ故に上行付囑の教義が顕発されて、以後末法下

種論が展開される。このため、広略要も『法華取要抄』、『曾谷入道殿許御書』では教法の上での議論となり、五字・七字の問題も上行付嘱の上に論じられるに至る。

既に米田淳雄氏の調査結果³⁴からも知られるように、聖人が「五字」「七字」等を問題とされた遺文は、佐前では『法華題目鈔』のみであり、「妙法蓮華經五字」は文永九年（一二七二）五月二十五日の「日妙聖人御書」に出るが、他はすべて『本尊抄』以降に見られる所である。そのことと、曼荼羅本尊の中尊の書かれ方を重ねてみるならば、七字を唱える理論的根拠としての五字の確信が意識された場合に、南無を小さく妙法蓮華經を大きく書かれたのであろうと見ることは、あながち主観にすぎない見方とは言えないのではなからうか。

それならば同じ大きさの場合はどうかということになるが、佐前の場合は別として、これは後述のように五字と七字の区別は厳然とあるが、最終的には七字に南無する形となると思われるので、その場合であらう。

『新尼御前御返事』には「五字の大曼荼羅³⁵」とあり、これはその前に上行付嘱の教義を述べている故に、五字を特に意識されているのではないであらうか。

聖人が「妙法蓮華經ノ五字」と言われる時、それは明らかに教法の意である。それは前掲の例や、『本尊抄』の、

釈尊ノ因行果徳ノ二法ハ妙法蓮華經ノ五字ニ具足ス。我等此五字ヲ受持スレバ自然ニ彼因果ノ功德ヲ譲リ与ヘ
タマフ。³⁶

また『四信五品鈔』の、

妙法蓮華經ノ五字ハ經文ニ非ズ、其義ニ非ズ、唯一部ノ意耳。初心ノ行者其心ヲ知ラズトモ而モ之ヲ行ズル
ニ自然ニ意ニ当タルナリ。³⁷

等をみれば、明らかであるが、そのみでなく、それは直ちに受持、あるいは行ぜられるべきものとして示されている。即ち、聖人によれば、諸經教の究まりの五字（教法）は、直ちに口唱信行すべき七字（行法）として捉えられているのである。この意味において、法華經本門は、教法の五字を付嘱するのを、我々が受けて南無する形ではなく、五字を直ちに行法の七字として信行することを説き、それを教えられる經として捉えられていると理解されるのではないか。この故に、先の「本門肝心南無妙法蓮華經ノ五字」とはまず、「本門肝心」が南無妙法蓮華經の七字であることを示されたと理解される。この意味で「報恩抄」では、

疑云々、二十八品の中に何か肝心ナリ。答云々、或云々、品々皆事に随じて肝心なり。或云々、方便品・壽量品肝心なり。或云々、方便品肝心なり。或云々、壽量品肝心なり。

或云々、開・示・悟・入肝心なり。或云々、実相肝心なり。問云々、汝が心如何。答云々、南無妙法蓮華經肝心なり。其証如何。（中引用者）妙法蓮華經の五字は一部八卷二十八品の肝心にあらずや。（中引用者）天台大師は如是ト者所聞ノ法体也等云々。章安大師云々、記者釈云々曰、蓋シ序王者叙ス經ノ玄意ヲ玄意ヲ述ラ於文心等云々。此釈に文心ト者題目は法華經の心也。妙楽大師云々、収メテ一代ノ教法ヲ出テ法華ノ文心等云々。天然は七十箇国なり。摠名は月氏国。日本は六十箇国、摠名は日本国。（中引用者）南無妙法蓮華經ト申せば、南無阿弥陀仏の用も、南無大日真言の用も、觀世音菩薩の用も一切の諸仏諸經諸菩薩の用、皆悉ク妙法蓮華經の用に失はる。等とあり、このあと、三大秘法に移つてゆく文脈となっているのは、まさしく教相の極まりが五字即ち総名であり、それを信行することが、具体的に三の正法（三）（三大秘法）として示されているのである。この故に題目が「事行ノ題目」との表現となっているのはその強調であると思われる。

以上、聖人は法華經の経旨が本門の題目（五字ニ総名）に帰結し、それを直ちに信行する（七字ニ総名）ことを

もつて、本門の肝要として理解されるのではなからうか。

四、要法の経文

『曾谷入道殿許御書』の真蹟本では、

問、曰、要法、経文如何。答、曰、口伝ヲ以テ之ヲ伝ヘ。

とあるが、この「口伝」の意は、秘密めいた口訣・面授口訣の意味ではなく、引用すべき経文が多岐に亘ることと、その理由の説明が単純でない故に、直接教授しようということの意味するものであることは既に私見を發表した。

この「要法」とは、『曾谷入道殿許御書』の冒頭に、

夫レ重病ヲ療治スルニハ良薬ヲ構索シ、逆誘ヲ救助スルニハ要法ニハ如カズ。

とあり、また、

大覚世尊、仏眼ヲ以テ末法ヲ鑿知シ、此逆誘ノ二罪ヲ対治センガ為ニ一大秘法ヲ留メ置キタマフ。

ともある故に、「一大秘法」と同じものであることは明らかであろう。これは前掲の如く神力品の結要付嘱をふまえてのものであり、教法の広・略・要のうち、「要」「肝要」とも表現される。結要付嘱における所属の法は聖人に於ては一往「五字」とされていることは論をまたない。然し、これが、『本尊抄』では「良薬」として七字とされていることも先にみた通りである。

以上のことは、要法・良薬・一大秘法・本門肝心は同じく、五字をうけた七字の信行を意味するものと理解さ

れる。それ故「要法の経文」とは、一往は神力品の結要付嘱の文ということになるが、再往はそれを受けて實際に信行することをも教示する経文ということになる。そうであれば、単に付嘱を明した箇所文にとどまらず、末法下機の我々にとつての逆遊療治の良薬そのものをいただくことを意味するわけであるから、結局、上行付嘱を明す経文、即ち本門序正流通（本門八品）が「要法の経文」ということになるのではなからうか。本門八品の内容は、涌出品に所付の人である地涌の菩薩を呼び出し、寿量品で能付の本仏釈尊を開顕し、さらに所付の法の内容と、それが久遠下種以来のものであり、それをもつて本仏釈尊が三世益物せられたことを明し、三功德品で信因・信果の功德を明し、不輕品で常不輕菩薩を信行の証人として示し、それらの上で神力・囑累の付嘱があると考えられている。この故に『顕仏未來記』で「彼二十四字、與此五字、其語雖殊其意同之」と言われることは、五字の単なる付嘱のみでは「本門肝心」とならず、不輕菩薩の行儀をも含めて「本門序正流通」の上に「本門肝心」の七字を考えねばならぬことを示されていると思われる。

なお「法華題目鈔」にみえるように陀羅尼品の「受持法華名者福不可量」の文も加えるべきかもしれない。

以上のように考えれば、一大秘法も結局は七字ということになり、そうであれば、通常理解されているように、

一大秘法—教法
三大秘法—行法

という対比も更に考えておく必要がある。それはつまり、法華経という經典をどうみるかに関わることと思われる。

五、本門流通正意

聖人のみる仏法等の全体像は、「開目抄」の五重相對をふまえて「本尊抄」の五重三段の第五、いわゆる法界三段に極まると思われる。そしてそこにみられる結論は、仏滅後末法の為の法華經觀、即ち本門流通からみた法華經觀である。そこでは法華經本門の寿命一品二半に極まる正宗正意の法華經觀をふまえつつ、末法の為に題目の五字を示される。「本尊抄」では、

在世本門末法之初一同純円也。但彼脱此種也。彼一品二半此但題目五字也。⁵⁶

とあるが、この場合、一品二半正宗正意の法華經の題目も五字であるが、それはまだ本門の一念三千と同次元の題目であり、一方「此但題目五字」の五字とは、前からの考察をふまえれば、七字として信行すべき総名の五字であり、前述の「本門肝心南無妙法蓮華經五字」に当ることとなる。これが末法下種の種子となるべく上行付囑されると考えられている故に、法華經に於ては「本門序正流通俱以末法之初為詮」⁵⁸とされている。これは換言すれば、法華經本門は流通正意とみられているということであろう。流通正意ということは、法華經が、単に真理を明す經としての教えではなく、その上に実践（觀心）を共にしようとする經であることを意味する。この点で、聖人が「四信五品鈔」で、

序正ノ二段ハ且ラク之ヲ置ク。流通ノ一段末法ノ明鏡尤モ依用ト為ス可シ。⁵⁹
と示し、法華經中の流通分について、

此十一品ト五品ト合シテ十六品半、此中二末法ニ入テ法華ヲ修行スル相貌分明也。⁶⁰

と述べ、「本尊抄」第五三段の流通分で、前述の如く「本門序正流通俱以末法之初為詮」等とされたことは、法

華經本門が一向に流通正意であると見られたことを意味するものであろう。それ故に、流通正意とは、事行の題目を受けて自ら事行することを要請する、そういう内容と考えられる。単的に言えば、流通正意とは、実践を鼓舞する内容といえよう。慶林日隆聖人（以下、隆師）によればこれを「本門無教教即觀心」⁶¹と示しているのである。

このようにみえてみると、一大秘法は七字であるが、それを信行觀心すべく授与されたという点で、無教の教としての教法といえ、三大秘法はそれを受けてそのまま信行することである故に、教即觀心の行法ということになる。

曼荼羅本尊の中尊が「本尊抄」では五字とされながら、実際には七字と図顕されるのも、同じ理由であると考えられる。

六、結語

以上、複雑なことながら、日蓮遺文中に、なぜ「本門肝心南無妙法蓮華經五字」の如き一見不可解な表現があるのか、その理由を考えてきた。聖人は確かに五字と七字の区別をされながら、五字は直ちに七字として実践されるべきものとされた理由として、本門が流通正意であるという法華經觀が考えられるのではないかということである。それは又、法体としての五字が総名とされる故に直ちにその信行が七字となり、その意において五字七字となる。故に、

此本門肝心於南無妙法蓮華經五字（引用者略）但召地涌千界說八品付屬之⁶²

は、「此の本門の最も肝心な」とは直ちに実践を鼓舞する経であるということ、それは南無妙法蓮華經の信行であるが、その理論的根拠としての五字は、ただ地涌千界を召して本門八品において之を付嘱された」の意であり、強いて調ずれば、

此の本門の肝心である南無妙法蓮華經（の信行の根拠である）五字……
ということであろう。

かくして、日蓮教学における南無妙法蓮華經とは、その七字を本尊とし、それに帰命することである故、南無に南無するということであろう。

註

(1) 定置七二二頁

(2) 望月敏厚「日蓮教学の研究」（平楽寺書店、一九六六年第三刷）一一三―一一四頁では、「聖人は題目の五字と七字の型態を、明確には使い分けていない。(引用略)題目五字が経名若くは理法の五字から、帰依又は修行の南無の二字を加えて、七字の乘法の型において受容されている。(引用略)法華經の純粹なる全一的把握の当所を直ちに指して「南無妙法蓮華經の五字七字」というのである」等とある。また茂田井教亨「日蓮 その人と心」（春秋社、一九八四年）一一九頁では、「教には契機として「理」「義」をもつし、法格体とも人格体ともなり得る性格がある。そのため「五字七字の南無妙法蓮華經」などといふ矛盾的表现も生れたのであろう」とある。庵谷行亨「日蓮聖人における教観について」（『大崎学報』第一四七号、一九九〇年二月）一―二四頁では詳細な考察があり、部分的表現は賛同される所もあるが、結論として「本門寿量品文底に覚知された教観相即不二の「南無妙法蓮華經」とはまさにこのこと

にほかならない」(一五頁)とあり「文底」の概念を用いているなど、全面的には首肯できない。また北川前著「日蓮教学研究」(平楽寺書店、一九八七年)三三五頁で「南無妙法蓮華經の五字七字の姿が、行法たる実践門における「教相の観心」であった」等とあるのもそこに至る所を考えたい。即ち私見では聖人は五字と七字の区別を明確に認識した上で五字と七字の関係を考察していたのでは無いかと考える故である。これは「興風談所」の「御書システム」(「御書資料」における「南無妙法蓮華經」解題)にある「教観相即の題目は即観の教・即教の観で表現される南無妙法蓮華經の五字七字」についても同様に思われる。五字七字の最終的な見方は賛同できる表現であっても、ここに至る考え方が問題とされねばならないのではなからうか。米田淳雄「日蓮聖人の遺文に見る南無妙法蓮華經の五字と七字について」(「大崎学報」第一五二号、一九九六年三月)一〇二―一〇三頁は、「平成新修日蓮聖人遺文集」を編集された篤学の氏の信念の上の論文であるが、これは後に触れる。

(3) 庵谷行亭「五字」(立正大学日蓮教学研究所編「日蓮聖人遺文辞典 教学篇」身延山久遠寺、二〇〇三年)三〇四頁 c、d

(4) 庵谷行亭「七字」同前四八八頁 d

(5) 株橋日浦「観心本尊鈔講義」法華宗宗務院、一九八七年、六四七頁

(6) 日蓮教学が教即観・観即教であるとは諸氏の論ずる所であり、結論としては肯定される。これは法体三重説では説明が容易であるが、日蓮教学の根本を本門の三千即題目とする法体二重説では、どのような理解となるのであろうか。

(7) 定遺七一二頁

(8) 定遺七一九頁

(9) 定遺七九八―七九九頁

(10) 定遺一〇八五頁

「本門肝心於南無妙法蓮華經五字」私考(大平宏龍)

- (11) 定遺一三一六頁
- (12) 定遺一三三七頁
- (13) 定遺一六二九頁、日朝本
- (14) 本文中に引用したのも含めてその個所を示す（頭書の番号は定遺番号、後者（ ）は定遺頁数）。「妙法蓮華經五字」については、四四「法華題目鈔」（三九二）、一〇七「日妙聖人御書」（六四二）、一一八「観心本尊抄」（七〇二、七一一、七一六、七二八、七一九）、一二〇「妙一尼御返事」（七二二）、一二五「顕仏未來記」（七三八）、一四五「法華取要抄」（八一〇、八一五、八一六）、一六四「新尼御前御返事」（八六四）、一七〇「曾谷入道殿許御書」（九〇二、なお九一〇には「示五字」とも）、一七四「兄弟抄」（九三二）、一七六「種々御振舞御書」（九六二、なお「法華経肝心題目の五字」とも、九六一、また九七二）、一八一「撰時抄」（一〇一七、一〇二四）、一八七「高橋入道殿御返事」（一〇八四、一〇八五、一九一「妙心尼御前御返事」（一一〇三）、一二三「報恩抄」（一二四一、一二四二）、二四二「四信御品鈔」（二二九八）、二五〇「四条金吾殿御返事」（二三六二）、三七〇六「大田殿女房御返事」（一七五五）である。「南無妙法蓮華經の七字」は、一四九「別当御房御返事」（八二七）、一七四「兄弟抄」（九三二）、三二七「九郎太郎殿御返事」（一六〇三）がある。
- (15) 定遺三九一頁
- (16) 定遺一八四四頁
- (17) 定遺六九八頁、平賀本
- (18) 「一大秘法」の語は「曾谷入道殿許御書」（定遺九〇〇、九〇二頁）に二回みえるのみである。
- (19) 「曾谷入道殿許御書」定遺九〇二、九〇三頁
- (20) 定遺八一六頁
- (21) 定遺七一七頁

(22) 私見では日蓮の本尊義は上行付嘱の教義の上に考えるべきであり、その正体は第一義的には題目、第二義的には本仏釈尊であり、その「凸体」「形貌」は、上行付嘱の場面であり、それを主たる原理として図顕されたのが曼荼羅本尊ではないかと考える。拙著「日蓮遺文の思想的研究」(東方出版、二〇二二年)の第六・第七論文等参照。

(23) 定遺七一二頁

(24) 山中喜八編・片岡善藏発行「日蓮大聖人御真蹟御本尊集」立正安国会、一九九〇年訂補四版。なお山上弘道「日蓮大聖人曼荼羅本尊の相貌変化と法義的意義について」『興風』第一七号、二〇〇五年十二月、都守基一「日蓮図顕大曼荼羅の考証」(小松邦彰・花野充道編著「日蓮の思想とその展開」シリーズ日蓮第二巻、春秋社、二〇一四年等)にも私見の如き見方は呈示されていない。

(25) 中尾堯・寺尾英智編「図説日蓮聖人と法華の至宝 第一巻 曼荼羅本尊」同朋舎メディアプラン、二〇二二年

(26) 最近の文献としては、寺尾英智「日蓮聖人真蹟の形態と伝来」(雄山閣出版、一九九七年)、前掲山上弘道「日蓮大聖人曼荼羅本尊の相貌変化と法義的意義について」、前掲都守基一「日蓮図顕大曼荼羅の考証」がある。総じて先学の文献は、都守基一氏列挙の参考文献に詳しい。

(27) 「今日蓮は去々建長五年[※]四月二十八日より、今弘安三年[※]十二月にいたるまで二十八年が間、又他事なし。只妙法蓮華經の七字五字を日本国の一切衆生の口に人々とはげむ計り也。」定遺一八四四頁。なお註⑩に同じ。

(28) 定遺九〇四頁

(29) 定遺三九一頁。なお註⑩に同じ。

(30) 「一部八卷二十八品を受持説誦し随喜護持等するは広也。方便品・寿命品等を受持し乃至護持するは略也。但一四句偈乃至題目計りをとなうる者を護持するは要也。広・略の中には題目は要の内なり。」定遺三九四〜三九五頁。

(31) 前掲、株橋日涌「観心本尊鈔講義」六二二頁。また拙稿「観心本尊抄」私見―佐渡塚原と一谷の間―(前掲、拙著「日蓮遺文の思想的研究」第一論文)。

- (32) 「日蓮ハ広略ヲ捨テテ肝要ヲ好ム。所謂上行菩薩所伝ノ妙法蓮華經ノ五字也。」定遺八一六頁。
- (33) 「爾ノ時ニ大覺世尊ハ寿量品ヲ演説シ、然シテ後二十神力ヲ示現シテ四大菩薩ニ付嘱シタマフ。其所屬ノ法ハ何物ゾヤ。法華經ノ中ニモ広ヲ捨テ略ヲ取り、略ヲ捨テ要ヲ取ル。所謂妙法蓮華經之五字名体宗用教ノ五重玄也。」定遺九〇二頁。先の「法華取要抄」「曾谷入道殿許御書」ともに上行付嘱の上の「要」である。
- (34) 注(2)(14) 参照
- (35) 定遺八六七頁
- (36) 定遺七一頁
- (37) 定遺二二九八頁
- (38) 定遺二二四二、二二四四頁
- (39) 定遺二二四八頁
- (40) 「事行南無妙法蓮華經五字」(定遺七一九頁)は「理具」に対する事行であるが、御題目は必ず口唱信行すべきものとの前程による表現であらう。
- (41) 定遺九〇四頁。註(28)に同じ。
- (42) 拙稿「日蓮遺文における「口伝」考」(前掲、拙著「日蓮遺文の思想的研究」第一〇論文)二二六頁、三三二頁
- (43) 定遺八九五頁
- (44) 定遺九〇〇頁
- (45) 定遺九〇二、九〇三頁。註(21)に同じ。
- (46) 定遺九〇二頁。前掲の如く、広略要は「法華題目鈔」は約行であり、「法華取要抄」「曾谷入道殿許御書」は約教であるのは、大方の理解する所であらう。
- (47) 定遺八一六頁

(48) 定遺七一七頁。註(23)に同じ。

(49) 要法の経文について、「録内啓蒙」は「多多故畧之(引用者注、この所は真蹟本で口伝となつてゐる)トハ具ニハ本尊抄ノ如ク十神力結要付嘱等ノ文ヲ引玉フヘキヲ今畧シ玉ヘルナルベシ」(三一巻六九丁ヲ。本満寺本五七六頁)とする。鈴木一成「日蓮聖人御遺文講義」第七卷(日本仏書刊行会、一九八〇年再版本)二六八頁では「口伝の経文とは三大秘法抄(二〇五二)の劈頭に描ぐる所の神力品の要法の四句を指すか。猶を三大秘法鈔の講義参照」とあり、また高田思忍「日蓮聖人遺文全集講義」第一四卷(ビタカ、一九七八年復刻版)一三九頁では「寿量品では色香味具足の一大良薬の文、神力品では塔中別付の五重玄具足の如来一切所有之法(名)如来一切自在神力(用)如来一切秘要之藏(体)如来一切甚深之事(宗)皆於此經(教)宣示顯説の結要四句要法の文が挙げられるべきである。或は十神力をも加ふべしと啓蒙師は言つておる」等とある。結要付嘱については「法華文句」一〇下(正藏第三四卷一四二頁a)、また法華経普及会編「真調阿説妙法蓮華経開結」(平楽寺書店、二〇〇〇年)五〇二頁参照。

(50) 本門序正流通は上行付嘱を教義とし実質は本門八品であることは拙稿「法華経は末法日蓮等が為。私考」(前掲拙著「日蓮遺文の思想的研究」第一〇論文)一六七〜一八〇頁など。

(51) 前掲、株橋日涌「観心本尊鈔講義」二〇六頁

(52) 「顕仏未來記」定遺七四〇頁。この文は五字七字の關係を考えると理解しやすいのではないか。不軽菩薩と聖人についての教学的解釈は、「弘経抄」第九八卷(隆全二〇巻三八八、三九三、四〇二頁)、また前掲株橋日涌「観心本尊鈔講義」八、三九五〜三九七頁を参照。

(53) 定遺三九四頁。正藏第九卷五九頁b。なお「守護国家論」(定遺二二七頁)では安樂行品「文殊師利是法華経於無量國中乃至名字不可得聞」(正藏第九卷三八五頁c)の引用がある。この題目口唱については、前掲の株橋日涌「観心本尊鈔講義」六四八頁以降の如く、語言陀羅尼をはじめ更に考えるべきことがあると思われる。

(54) 株橋日涌「法華宗名目」法華宗(本門流)宗務院、二〇〇七年増補版、九一〜九二頁など。

(55) 庵谷行亭「一大秘法」（前掲「日蓮聖人遺文辭典 教學篇」）四〇頁aでは「一大秘法の題目南無妙法蓮華經は教法と行法の両意にあつて用いられるがその本質は一である。」とするが、少し補足が必要であらう。

(56) 定遺七一五頁

(57) 前掲、株橋日涌「観心本尊鈔講義」五〇九、一一五三頁など。また拙稿「法華經は末法日蓮等が為、私考」（前掲、拙著「日蓮遺文の思想的研究」第八論文）一八六頁など。

(58) 定遺七一五頁

(59) 定遺二二九五頁

(60) 定遺二二九五頁

(61) 「本尊抄」でもそもそなせ五重三段と「三段」を問題にされたかといえればそれは、法華經本門が流通正意であることとの主張に意味があつたと考へるべきではなからうか。平田篤胤が法華經を業の効能書のようなもので中味がないと批判したが（「出定笑語」三（鷺尾順敬編「日本思想圖譜史料」第八卷、名著刊行会、一九七〇年、一一九―一二〇頁）取意）、それは反面、事実を言い当てたもので、実は法華經が流通正意であり、特に本門に於て実践を説いた点を見落とした為の暴言と考へられる。真蹟今亡であるが「妙密上人御消息」には「二十八品は正しき事はわずかなり。讀る言こそ多く候へと思食すべし」（定遺二一六九頁）とあつて、これは正しく流通正意のことを述べたものと解される。

(62) 「弘經抄」第七卷（隆全一卷五〇一頁）。この外「弘經抄」七九（隆全八卷五五三頁）に「当流唯授一人の口伝に云く、尔前迹門は教なり観なし。本門は教即観にして一向観なり。故に滅後の観心本尊と為すなり。されば本門は釈尊上行の観心經なり。」とあり、又、弘經抄八一卷（隆全八卷六四三頁）に「本門は一向観心なり。夫れも過去久遠本因妙名字信行觀を以て所觀の境と爲し、今日所説の本門八品本因妙一念信解の信行觀を以て能觀の智と爲して之を觀すれば、觀妙を以て觀妙を觀するになるなり。」とあり、また七七卷（隆全八卷三〇七頁）では「今を以て昔を觀

じ、観心を以て観心を觀じ信行を以て信行を觀する意なり」ともある。このような表現は多いが、つまりは、本門流通正意とは、観心（信行観心）を實踐せしむる經ということである。

(63) 定遺七二二頁

(64) 「南無に南無する」とは株橋日浦師の強調された所であった（拙著『日隆聖人を讀む』東方出版、一九九三年、二二三頁以下）。それは隆師のいう「観心を以て観心を觀する」等に当る。なお松本修明編『日蓮聖人口決集 法華玄義口決』巻一（国書刊行会、二〇二三年、三八一頁以下）では「台家は妙法蓮華經に南無し、当宗は南無妙法蓮華經に南無するなり」とあり、これは今の議論と同じように思われて興味深い。但し、台家の法華經は名仮体実（五字は仮名）であり、南無するのは実相の理に対してということであろう。同抄は書誌的問題を含めて更に考求すべきものと考ええる。

〔付記〕

〔観心本尊抄〕など漢文体の場合、訓み下し文として引用した箇所がある。

〈キーワード〉 総名 五字・七字 要法の經文 本門流通